

平成 2 6 年

第 1 回 臨時市議会

条例議案等参考

阿 久 根 市

議案第31号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | | 現 行 | | |
|---|--------|---------|---|--------|---------|
| 附 則 1～12 （略） 13 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員の給料の月額は、第3条、第4条、附則第8項及び一般職に属する職員の給与に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年阿久根市条例第13号）附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（この項において以下「基礎額」という。）から、基礎額にその者の給料表の級の区分に応じ次の表の率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第11条の2に規定する期末手当及び第11条の5に規定する勤勉手当の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。 | | | 附 則 1～12 （略） 13 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給料の月額は、第3条、第4条、附則第8項及び一般職に属する職員の給与に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年阿久根市条例第13号）附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（この項において以下「基礎額」という。）から、基礎額にその者の給料表の級の区分に応じ次の表の率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第11条の2に規定する期末手当及び第11条の5に規定する勤勉手当の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。 | | |
| 給料表 | 級 | 率 | 給料表 | 級 | 率 |
| 一般行政 職給料表 | 1級及び2級 | 100分の4 | 一般行政 職給料表 | 1級及び2級 | 100分の4 |
| | 3級 | 100分の6 | | 3級 | 100分の6 |
| | 4級 | 100分の7 | | 4級 | 100分の7 |
| | 5級 | 100分の8 | | 5級 | 100分の8 |
| | 6級及び7級 | 100分の10 | | 6級及び7級 | 100分の10 |